

●香川県告示第41号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成22年2月9日

香川県知事 真 鍋 武 紀

- 1 指 定 番 号 中土指道 第13号
- 2 指 定 年 月 日 平成22年2月1日
- 3 指定道路の位置 丸亀市垂水町字下所2908番4及び2912番1
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.50メートル
延長 46.86メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。